

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月及び同年3月

申立期間については、私が20歳になった当時、母親が私に代わって国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれた。

申立期間が国民年金保険料の納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間直後の昭和54年4月から厚生年金保険加入前の56年1月までの期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、A市町村で昭和54年3月15日に払い出されていることが確認でき、申立期間の保険料は払出時点で現年度納付することが可能であった上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする同居の母親は、申立期間を含む36年4月から平成3年3月までの期間の保険料をすべて納付しており、申立期間のみ申立人に係る保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和30年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月21日から同年7月1日まで

私は、昭和28年にA社に入社し、途中退社することなく44年まで継続して勤務していた。その間、厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶しているが、社会保険事務所（当時）の記録では、同社C事業所から同社D事業所に異動した30年6月21日から同年7月1日までの期間の記録が無いので、当該記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

B社保管の社員名簿、雇用保険の記録及び同僚が保管している給料明細表により、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社D事業所は、昭和30年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立人と同様の記録を有する複数の同僚は、「申立期間当時、異動は無く、会社組織上の所属変更で勤務場所や業務の変更は無かった。」と供述していることから、申立人の被保険者資格は、申立期間においても引き続き継続されるべきものと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和30年5月のオンライン記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B

社は、厚生年金保険の記録どおりの届出がなされたと思われることから、記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 30 年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、6年1月から同年4月までの期間については、国民年金第3号被保険者期間と認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から6年4月まで

申立期間のうち、平成5年10月から同年12月までの期間については、同年9月に会社を退職後、同年10月ごろにA市町村役場で国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料は、同年10月か11月ぐらいに退職金の中からまとめて支払った。私の預金口座において、当時納付した国民年金保険料額と同等の金額が出金された記録があるはずなので確認してほしい。

また、申立期間のうち、平成6年1月から同年4月までの期間については、夫の健康保険の被扶養配偶者となっているので、国民年金第3号被保険者となっているはずである。

申立期間について、記録の訂正を申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成5年10月から同年12月までの期間について、申立人は、「平成5年10月ごろにA市町村役場で国民年金の加入手続を行い、同年10月か11月ぐらいに当該期間の国民年金保険料をまとめて納付した。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は7年5月30日に払い出されていることが確認できる。また、申立人が所持する年金手帳において、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得した日（初めて被保険者となった日）は同年2月25日と記載されていることが確認できる。ところが、A市町村の記録によると、申立人の最初の国民年金被保険者資格取得日は、上記の年金手帳における資格取得日（7年2月25日）と同日であり、当該資格取得に係る届出日は同年4月3日であることが確認できる。これらのことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、「私名義の預金口座において、当時納付した国民年金保険料額と同等の金額が出金された記録があるはずなので確認してほしい。」とも申し立てているが、平成5年10月から6年5月における申立人の預金口座に係る入出金記録を調査したところ、当該期間中に2,000円から30万円までの出金記録が確認できるものの、申立期間当時の保険料額（月額1万500円）の1か月分、2か月分（2万1,000円）又は3か月分（3万1,500円）と同額の出金記録は確認できず、当該出金記録から申立期間の保険料を納付していたことは推認し難い。

2 申立期間のうち、平成6年1月から同年4月までの期間について、申立人は、「当該期間は夫の健康保険の被扶養配偶者となっているので、第3号被保険者となっているはずである。」と主張しているが、申立期間を含む4年3月から8年8月まで夫が勤務していた事業所の健康保険組合では、「平成12年より前に退職した者の被保険者記録については、システムを変更しているので確認することができないが、当時、被扶養配偶者を認定する際、前年の所得が認定基準額を超えている場合でも、離職後に雇用保険を受給しないか、受給しても基本手当の日額が3,611円以下であることが確認できる時には認定している。」と回答しているところ、申立人の雇用保険給付記録によると、6年1月11日から同年4月10日までの期間について雇用保険の基本手当として日額4,730円を受給しており、同年4月26日に就職していることが確認できることから、当該期間において、申立人は、夫の健康保険の被扶養配偶者として認定されておらず、国民年金第3号被保険者の資格を有していなかったものと推認される。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成5年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、申立期間のうち6年1月から同年4月までの期間については、国民年金第3号被保険者期間と認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から11年3月まで

私は、平成11年4月に就職したのをきっかけに、20歳になって以降未納となっていた国民年金保険料を納付したいと思い、母親に納付を依頼した。母親は、A銀行B支店で私名義の普通預金口座から保険料相当額を引き出し、社会保険事務所（当時）から送付された納付書により、時効により納付できなかった期間を除き、納付したはずなので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年12月6日に払い出されており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張する11年4月ごろは過年度保険料として申立期間の保険料を納付することが可能である。

しかしながら、申立人の母親が、申立期間の保険料相当額を引き出したとする申立人名義の普通預金口座について平成10年1月から11年6月までの期間に係る預金取引明細表を調査したところ、申立期間の保険料の納付をうかがわせる出金記録は見当たらない。

また、申立人は、当初、「申立期間の保険料はアルバイトで貯めた預金を当時一つしかなかった普通預金口座から引き出して、平成11年4月ごろに納付した。」と供述していたが、「普通預金口座から口座振替で積立していた積立金を解約したお金で納付したかもしれない。」、次いで「就職してから、しばらくして平成11年12月ごろまで給料を貯めて納付したかもしれない。」と申立内容を変更した。このことから、申立人名義の普通預金口座の預金取引明細表を再調査したところ、申立人の積立型定期預金が当該普通預金口座から口座振替されたのは平成13年1月からであることが確認できる上、11年7月から同年12月までの期間に、申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる出金記録は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を行ったとされる申立人の母親からも、申立期間に係る保険料の納付状況についての具体的な供述は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 62 年 6 月まで

私は、会社を退職した昭和 60 年 9 月ごろ、国民の義務だからと親に勧められて国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を納めていた。

申立期間が国民年金保険料の納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年9月ごろに国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の被保険者番号であり、当該基礎年金番号で国民年金保険料が納付できるのは、平成9年1月1日以降である。このため、申立人が申立期間の保険料を昭和60年9月ごろから毎月納付するには、別途、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、申立人に対し、同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が納付したと記憶している国民年金保険料額（月額約1万3,000円）は、申立期間当時の保険料額（月額6,740円から7,400円まで）と相違する一方、納付済みとなっている平成10年10月から12年9月までの保険料額（月額1万3,300円）とほぼ同額であることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を当該期間の保険料と誤認していることが考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 43 年 1 月まで

私は、申立期間において、A市町村B区のC施設（正式名称は、D施設）の近くに所在する「E社」という納豆食品等を製造する事業所に勤務していたが、当該事業所に係る厚生年金保険加入記録が無いので、記録の訂正を申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所の名称について「E社」と申し立てているところ、オンライン記録において、A市町村B区に「E社」という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

これに対し、オンライン記録において、C施設の付近に「F事業所」（現在は、G社）という名称の厚生年金保険適用事業所が確認できるところ、i) 当該事業所の現在の事業主は、「申立期間当時も現在の所在地で納豆等の製造に関する事業を行っていた。」と回答しており、当該事業所の所在地及び事業内容が申立内容と一致していること、ii) 申立人は、「申立期間当時、住み込みで勤務していた。」と供述しているところ、当該事業所の所在地と申立人の申立期間当時の戸籍の附票の住所が一致していること、iii) 申立人は、「申立期間当時、申立事業所の隣にHビルがあった。」と供述しているところ、当該事業所の隣に「Hビル」という建物の存在が確認できることから、申立人が当時勤務していた事業所は、F事業所であり、申立人は、期間は特定できないものの、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、F事業所は、昭和 50 年 7 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人が申立事業所に一緒に就職したとする同僚は、F事業所において厚生年金保険の被保険者となった記録は確認でき

ない。

さらに、F事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得し、同日以前から、当該事業所で勤務していたと供述している者は、「新規適用前に厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かは記憶にない。」と供述している。

加えて、申立人は、「当時の給与は1万5,000円で、うち1万円は社長が貯金してくれており、残りの5,000円で1か月を過ごした。給与明細書が無かったので、厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうか分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月25日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和30年4月1日から40年3月31日まで勤務した。同年3月分の給与からも、通常どおり厚生年金保険料が控除されていたように記憶しているが、社会保険事務所(当時)の記録によると、同社における被保険者資格喪失日が同年3月25日とされている。当時、正社員で月給制であったので、月末で退職したにもかかわらず、会社は、給与締め日(毎月24日)で厚生年金保険被保険者資格喪失の届出をしていたのかもしれないが、退職月の給与から差し引かれた厚生年金保険料が返還された記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間当時、A社に勤務していた複数の同僚は、申立人を記憶しておらず、同社も当時の人事関係資料は保管していない旨回答していることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは確認できない。

また、申立人は、申立期間中、後任者への引継業務を行っていたと申し立てており、申立期間においてA社で業務に従事していた可能性は否定できないが、同社は雇用保険の適用事業所であることから、申立てどおり、申立人が、昭和40年3月31日以後に被保険者資格を喪失しておれば、同社における加入記録が残されていると考えられるところ、当該加入記録は確認できない。

さらに、A社の回答から、申立期間当時、厚生年金保険料は翌月控除していたと推認される所、申立人は、「3月24日の給与締め日の翌日以降同月31日までの給与は受け取っておらず、最後の給与は、前月の給与額と同額であり、1か月分の保険料しか控除されていなかった。」と供述していることから、申立人の最後の給与からは、申立期間における厚生年金保険料は控除され

ていないことがうかがえる。

なお、申立人は、月末で退職したにもかかわらず、会社は、給与締め日(毎月 24 日)で厚生年金保険被保険者資格喪失の届出をしていたのかもしれないとしているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人とほぼ同時期に被保険者資格を喪失した者の資格喪失日はまちまちで、実際の退職日にかかわらず、給与締め日で一律に資格喪失処理をしている事情はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月1日から32年9月25日まで

私は、知人の紹介で昭和30年10月からA社に社員として入社し、同社が倒産した32年9月まで在籍していたが、この期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。社員として2年程度勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、昭和32年9月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も既に亡くなっており、社会保険事務担当者も当時のことは覚えていないと供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人のことを記憶している複数の同僚からも申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について供述は得られない。

さらに、申立人及び同僚は、当時のA社の総従業員数を記憶しておらず、同社の厚生年金保険の被保険者資格取得の取扱いについて確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録内容に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。